

平成 30 年度私立高等学校等生徒授業料軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、私立高等学校等に在籍する生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学の機会を確保するため、保護者に対し兵庫県が私立高等学校等生徒授業料軽減補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、保護者とは、学校教育法第 16 条に定める子に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。

2 この要綱において、高等学校等とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。）第 2 条に定める高等学校等のうち、学校法人又は私立学校法第 64 条第 4 項に定める法人（以下、「学校法人等」という）が設置するものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱における補助金の対象となる者は、以下のすべてを満たす者とする。

(1) 進級又は卒業の見込みのあるものとして在籍する高等学校等を設置する学校法人等が選定した生徒であって、以下のいずれかに該当する高等学校等に平成 30 年 10 月 1 日現在在籍する生徒の保護者。

ア 兵庫県・大阪府・京都府・岡山県・鳥取県の各区域内に所在する高等学校（通信制課程を除き、中等教育学校の後期課程を含む。）

イ 兵庫県の区域内に所在する専修学校の高等課程（修了者に大学入学資格が付与される高等課程に限る。）

ウ 兵庫県の区域内に所在する各種学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして、別表 1 に掲げるもの

(2) 兵庫県の区域内に住所を有すること。ただし、生徒に保護者が 2 人以上いるときは、原則として保護者全員が兵庫県の区域内に住所を有すること

(3) 次のいずれかに該当するもの

ア 平成 29 年中の所得が、別表 2 中第 1 欄に掲げる所得基準に該当すること。

イ 転退職又は死亡により平成 30 年中の所得が前年と比して著しく減少し、別表 2 中第 1 欄に掲げる所得基準以下となる見込みの者。

ウ その他特別な事情のある者。

2 修業年限の終期が 4 月から 9 月までの間である高等学校等（以下「特例校」という。）については、補助事業年度の 4 月から 9 月の間に卒業した生徒に限り、前項第 1 号中「10 月 1 日現在」とあるのは「4 月 1 日現在」とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内で生徒 1 人につき別表 2 中第 1 欄に掲げる所得基準の区分に該当する同表中第 2 欄に掲げる金額以内とする。ただし、就学支援金又は学び直し支援金を控除した後の補助事業年度中の納付すべき授業料（年額）を限度とする。

2 対象となる保護者の生徒が年度の中で高等学校等を除籍又は転退学したときは、当該生徒に係る補助金は、次の各号により算定した額のいずれか多い額を限度とする。ただし、いずれの場合も当該生徒が 10 月 1 日現在に在籍する高等学校等に補助事業年度中に在籍した期間を限度とする。

(1) 既に授業料を納入した額。

(2) 当該生徒の保護者の所得に応じ、別表 2 中第 2 欄に掲げる金額を 12 で除して得た額に授業料を納入した月数を乗じて得た額。

3 特例校における授業料の額（年額）は、次の各号により算定した額とし、第1項の補助金の額は、当該生徒の保護者の所得に応じ、別表2中第2欄に掲げる金額を12で除して得た額に補助事業年度中の在籍月数を乗じて得た額とする。

(1) 当該年度中に別表1に掲げる学校に入学又は進級した生徒については、1学年分の授業料を12で除して得た額に当該年度の在籍月数を乗じて得た額

(2) 当該年度中に別表1に掲げる学校を卒業した生徒については、最終学年分の授業料を12で除して得た額に当該年度の在籍月数を乗じて得た額

(3) 前2号に規定する生徒以外の生徒については、当該年度中に在籍した各学年分の授業料をそれぞれ12で除して得た額に当該年度中の各学年の在籍月数をそれぞれ乗じて得た額を合算した額

（学校法人等による代理）

第5条 学校法人等は、保護者に代わって知事に補助金の交付を申請し、また、知事から補助金を受領するものとする。

2 学校法人等は、前項の規定により補助金を受領したときは、全額を、その有する当該保護者の生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

（申請書の提出）

第6条 補助金の支給を受けようとする保護者（生徒に保護者が2名以上いる場合は、保護者のうち1名）は、補助金申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、別に定める日までに学校法人等に提出しなければならない。

2 学校法人等が、保護者から第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、設置する学校ごとに申請を取りまとめの上、第3条第1項に該当する生徒について、補助金交付申請書（様式第2号）を作成し、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条第2項の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定したときは、交付申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、結果を補助金交付決定通知書（様式第3号）により学校法人等に通知しなければならない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者

2 前項の通知を受けた学校法人等は、保護者に対し、補助金支給決定通知書（様式第4号）により結果を通知しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による交付の決定をするにあたり、必要な条件を付すことがある。

（申請の取り下げ）

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた学校法人等又は前条第2項による通知を受けた保護者が、当該通知に係る補助金の支給の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金支給の決定はなかったものとみなす。

（申請の変更）

第9条 第6条第1項の規定による補助金申請書の提出を行った保護者は、その内容に変更が生じた場合は、授業料軽減変更申請書（様式第5号）を学校法人等に提出しなければならない。

- 2 第 8 条第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた学校法人等は、当該通知に係る補助事業の内容を変更しようとするときは、知事が別に定める軽微な変更を除き、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(交付決定額の変更)

第 10 条 学校法人等は、第 7 条第 1 項の規定により通知された金額（以下、「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第 6 号）を知事に別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、第 7 条第 1 項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金変更交付決定通知書（様式第 7 号）により当該学校法人等に通知するものとする。
- 3 前項の規定による補助金変更交付決定通知書を受けた学校法人等は、第 7 条第 2 項の規定により既に通知した内容に変更がある場合は、保護者に対し、補助金支給決定通知書（様式第 4 号）により結果を通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 11 条 学校法人等は、補助金の支給の完了後 30 日以内又は翌年度の 4 月 5 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の実績報告書のほか必要な書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定)

第 12 条 知事は、前条第 1 項の実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助金の支給の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を確定通知書（様式第 9 号）により当該学校法人等に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により確定した補助金の額が、第 7 条第 1 項の規定により通知した交付決定額（第 10 条の規定により変更した場合にあっては、変更した後の額をいう。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 13 条 知事は前条第 1 項の額の確定を行ったのち、学校法人から提出される補助金請求書（様式第 10 号）により、補助金を交付する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払いをすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第 14 条 知事は、学校法人等又は保護者が、偽りその他の不正な手段により補助金の交付又は支給を受けたと認められるときは、補助金の交付又は支給の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部を返還させるものとする。
- 3 知事は、第 12 条第 1 項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、前項の規定に準じ返還させるものとする。

(加算金及び遅延利息の納付)

第 15 条 学校法人等又は保護者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセント

の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前条の規定により、補助金の返還を命じられた学校法人等又は保護者は、その返還に係る補助金を期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(帳簿の整備及び書類の保存)

第16条 学校法人等は、補助金に係る経理を明らかにする帳簿を備え、かつ証拠書類を整備して当該年度終了後5年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 学校法人等は、補助事業を実施するにあたり、生徒及び保護者について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(暴力団等の排除)

第18条 知事は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 交付申請者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

2 学校法人等は、補助事業及び間接補助事業を行うに当たっては、当該補助事業及び間接補助事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

名 称
カネディアン・アカデミイ（第10学年から第12学年までの課程に限る。）
マリスト・ブラザース・インターナショナル・スクール（高等科の第1学年から第3学年までの課程に限る。）

別表2（第4条関係）

入学年度	第 1 欄		第 2 欄		
	保護者の所得等 (※)		区域、軽減金額（年額）		
			兵庫県内の 高等学校	京都府内の高等学校 又は兵庫県内の専修 学校・各種学校	大阪府、岡山県、 鳥取県内の高等 学校
平成 30 年度	生活保護世帯		100,000 円	50,000 円	25,000 円
	平成 30 年度 住民税所得 割額（保護者 全員の合算）	0 円	100,000 円	50,000 円	25,000 円
		85,500 円未満	95,000 円	47,500 円	23,750 円
		257,500 円未満	54,000 円	27,000 円	13,500 円
平成 29 年度 平成 28 年度	生活保護世帯		82,000 円	41,000 円	20,500 円
	平成 30 年度 住民税所得 割額（保護者 全員の合算）	85,500 円未満			
		257,500 円未満	21,000 円	10,500 円	5,250 円
平成 27 年度 平成 26 年度	生活保護世帯		82,000 円	41,000 円	20,500 円
	平成 30 年度 住民税所得 割額（保護者 全員の合算）	0 円			
		85,500 円未満	40,000 円	20,000 円	10,000 円

※住民税所得割額：市(町)民税所得割額と県民税所得割額の合計